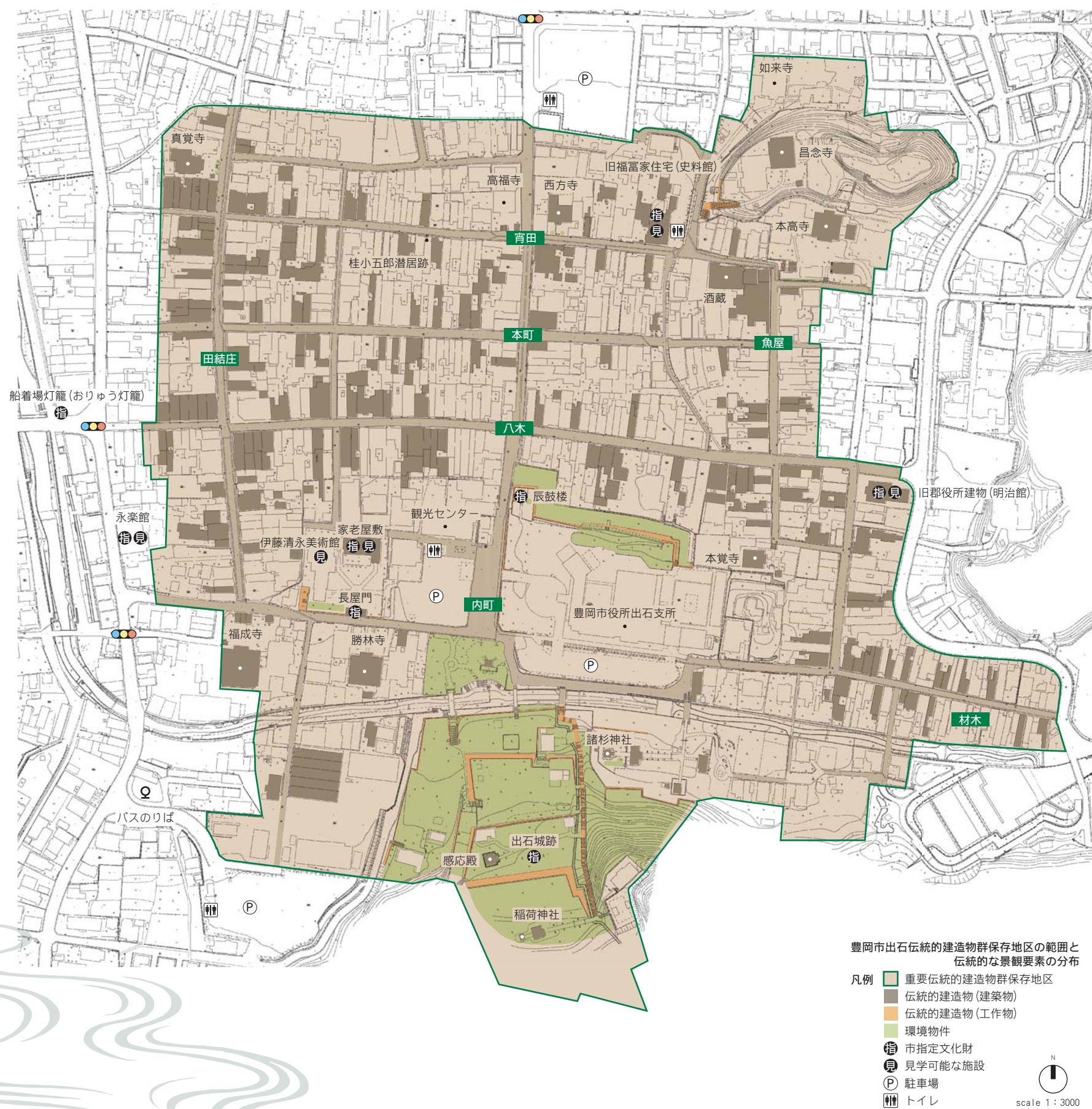


豊岡市出石伝統的建造物群保存地区と修景基準細則



修理事業・修景事業と修景基準細則設置の目的

平成19年、豊岡市出石伝統的建造物群保存地区は、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、平成20年度から修理事業・修景事業を実施しています。

伝統的建造物を修理する修理事業は、原則として創建当時の姿に復原することが目的であるため、その修理工事にあたっては、建造物の現状と過去の痕跡を詳細に調査し、周囲の伝統的建造物を参考に設計を行います。施工にあたっては、木工事や屋根工事、左官工事などにおいて伝統的な工法や材料を研究し、原則としてそれらの工法や材料で行います。

一方、修景事業とは、伝統的建造物以外の建物について、新たに歴史的町並みに調和するように建物を建築したり、外観を改修したりすることを言います。修景事業は修理事業とは異なり、新しく建築、改修するものなので、1件1件のデザインを決定する直接の根拠がありません。また、修景事業のための基準（修景基準）は保存計画の中で定められていますが、その基準内容は抽象的な表現が多く、細部にわたってデザインを指示していません。そのため、これまで修景事業のデザインは建築主や設計士、施工業者の裁量に相当ゆだねられていました。

しかしそれは、ただ和風であればよい、格子を付ければよいというものではありません。修景事業は出石伝建地区の価値を高めるものでなければならぬため、そのデザインは伝統的建造物の特性、いわゆる「出石らしさ」を踏まえたものにする必要があります。

そこで、平成22年、さらに「出石らしさ」を明確にし、出石伝建地区の価値を高める修景事業が安定的に実施されるよう、具体性及び実効性を備えた修景基準細則を定めました。

検討会を通じた修景基準細則の作成

伝建事業は文化財保護法に基づく事業ですが、細部における裁量は市町村に任せられているため、一方では「まちづくり」の事業であるといえます。そのため、出石伝建地区における修景基準細則の検討にあたっては、まちづくりの主体である住民、この地域の設計士、施工業者、各専門工事業者参加による検討会を通じて行いました。

検討会では、参加者自らによる伝統的建造物の調査から始まりました。そして、住民からは理想とする町並みへの想いが語られ、業者の方からは専門的な意見が出されるなど、さまざまな角度から修景基準細則のあり方について検討しました。

その結果、検討会参加者が実現すべき町の姿のイメージを共有して修景基準細則を作成することができたことは、大変意義深いことでした。

伝建事業は、永続的に続していく事業です。今後多くの住民や地域の関係者が修景基準細則の検討を積み重ねることにより、町のデザインボキャブラリーは蓄積されていきます。このことにより、出石伝建地区は多様でありながら、さらに「出石らしさ」を深め、その価値を高めていくものと考えます。

